

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年9月6日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	大分県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	120-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/11100/oitakenbangoseido.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/11100/oitakenbangoseido.html</a>

執行機関名 大分県知事

難病患者の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
◎ 事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)による特定医療費の支給に準じて行う肝炎ウイルス感染者に対する医療費の助成(以下「肝炎医療費助成」という。)に関する事務であって規則で定めるもの
◎ 番号法別表第1の項	98	
◎ 番号法別表第2の項	120	
◎ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び◎の該当部分		行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例別表第一 第一の二の項 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)による特定医療費の支給に準じて行う肝炎医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
◎ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第一条	大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則(大分県規則第二十四号)第一条
◎ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、難病(発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。以下同じ。)の患者に対する医療その他難病に係る施策(以下「難病の患者に対する医療等」という。)に関し必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療費の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。	第一条 この規則は、肝炎ウイルス感染者に対する医療費の一部を助成することにより、肝炎ウイルス感染者の負担を軽減するとともに、肝炎に関する適正な医療の普及を推進することを目的とする。
◎ 独自利用事務の関連規範		大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則(大分県規則第二十四号) 大分県肝炎医療費助成実施要綱